

信楽線の線路際で工事等をされる方へ

## 近接工事協議のご案内



### 近接工事協議窓口

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6053

甲賀市役所2階 都市政策部 交通政策課

TEL : 0748(69)2216 FAX : 0748(63)4601

受付時間 : 平日 8時30分~17時15分

## 近接工事とは

列車が運転されている線路内または線路の近く(線路をまたいだり、くぐったりする橋りょう等も含む)で行われる工事を近接工事といいます。

近接工事では、作業上のちょっとした「ミス」や「不注意」によって、列車の脱線、転覆事故にもつながり、大勢の旅客の死傷事故などの大惨事を招く危険がありますので、常に列車や旅客の安全を考えて作業を進めなければなりません。

また、作業員自身が列車に触れたり、列車または鉄道施設を故障させることにより運転をさまたげると、長時間列車を止め、多くの旅客にご迷惑をかけるばかりか、施工者、施主自身も社会的信用を失い多大な損害を負うことにもなりかねません。

そのため、近接工事を施工する場合は、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日建設省経建発第1号、令和元年9月2日改正、国土交通省告示496号)および土木工事安全施工技術指針(昭和43年4月17日、建設省官技発第37号、令和2年3月25日一部改正)に基づき、事前に当市交通政策課と協議をしていただく必要があります。

つきましては、以下に列車の安全・安定輸送を確保するために守っていただく重要事項をお示いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

## ・お 願 い

### 【手続き期間】

協議開始より協議完了までには約1ヶ月間程の協議期間を要します。

全体の工事工程などを考慮頂き 早期の協議をお願いします。

※協議内容によりさらに期間がかかるものがあります。鉄道施設の影響確認、検討を要すものなど。

### 【有資格者の配置】

当市と協議した結果、近接工事となる場合、「工事管理者・列車見張員」などの有資格者の配置が必要となります。

### 【費用について】

お客様の工事に起因する列車事故を確実に防止するため、工事内容によっては、以下の内容により費用負担をお願いする場合がありますのでご理解をお願いいたします。

(例)

#### ● 鉄道施設の防護する費用

重機等と鉄道施設との接触による損傷を防止するため、事前に施設を保護していただく場合があります。

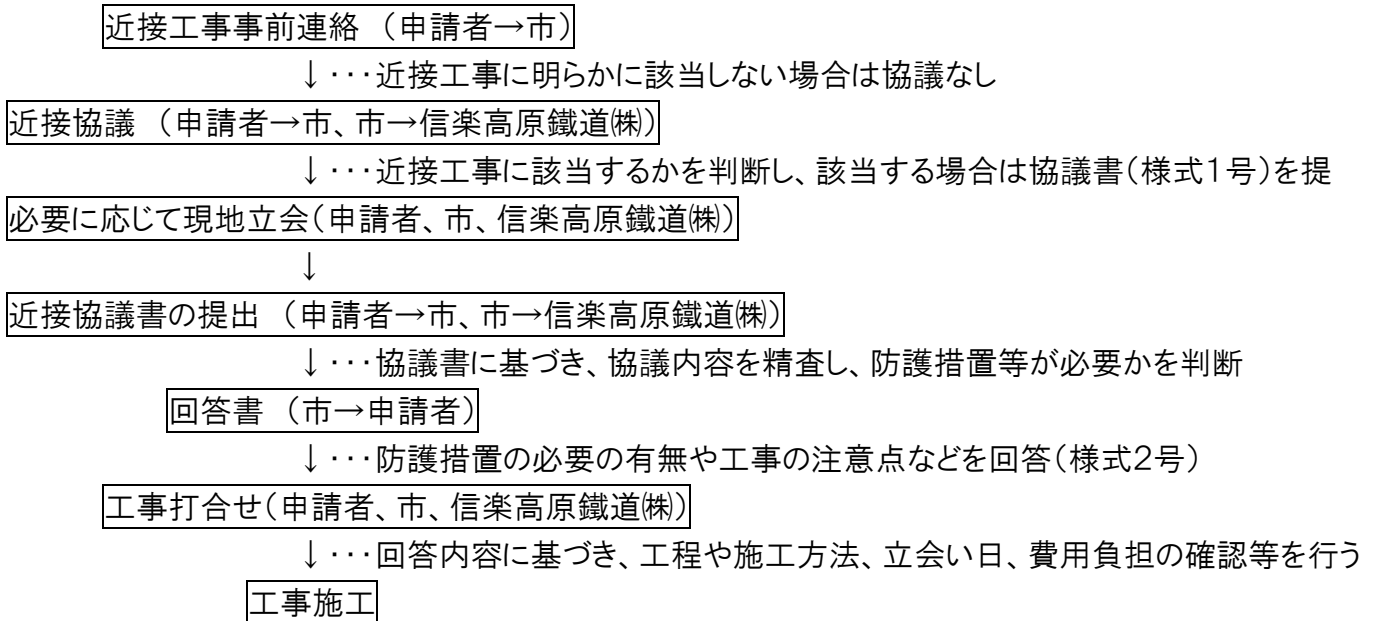
#### ● 列車見張員等の設置費用

列車事故防止のため列車見張員の配置や、作業状況、列車の運行状況など確認するための「工事管理者・列車見張員」などの有資格者の配置費用と、各種立会や工事などを当市や信楽高原鉄道株式会社で行う際の費用です。

#### ● その他

工事内容によっては、調査費用などの費用負担をお願いする場合がありますのでご理解をお願いいたします。

## 近接工事協議の流れ(一例)



## ・近接工事の種類(例)

過去、近接工事等に該当するものとして、下記のような場合がございます。

- 線路付近での建物の解体及び新築、外壁補修や塗装塗替など
- 線路付近での樹木の伐採
- 橋梁、跨線橋等の架替、補修、塗装や調査点検
- 線路に近接した地下埋設管の新設、布設替、電柱、架空線の新設撤去
- 線路に近接した田用水路の浚渫など
- 線路に近接する土地で行うクレーンや高所作業車などを使用する場合

## ・近接工事により他社で発生した事故事例

近接工事に関する協議が不十分であったことにより、発生した事故について下記のようなものがございます。

- 線路に最接近していなかったため、無断で工事を開始したが、重機のアームが線路上で旋回したことにより、列車が緊急停止した
- 列車見張員を適切に配置しなかったため、作業員と列車が接触する事故が発生した
- 鉄道橋脚に近接して工事を施工したが、構造物保護を行っていなかったため、構造物に重機が接触し、構造物を傷めた

事故の未然防止のため、近接工事の協議にご協力お願いいたします。